

下記の全ての項目に当てはまる場合、移住支援金の対象となる可能性があります。

【問い合わせ先】和歌山県労働政策課 TEL：073-441-2791

Mail：e0606003@pref.wakayama.lg.jp

移住支援金対象要件チェックリスト

《共通要件》

- 住民票を移す前日まで、10年間のうち通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県をいう。以下同じ。）のうちの条件不利地域（※）以外の地域に在住し、東京23区内へ通勤していた。（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）
- 住民票を移す前日まで、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域（※）以外の地域に在住し、東京23区内へ通勤していた。（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3ヶ月前までを当該1年の起算点とすることができる。）

※条件不利地域に該当する市町村は以下のとおり

【東京都】檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村

【埼玉県】秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、東秩父村、神川町

【千葉県】館山市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、東庄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町

【神奈川県】山北町、真鶴町、清川村

- 和歌山県が移住支援事業の詳細を公表した2019（令和元）年7月1日以降に、和歌山県に転入した。
- 移住支援金の申請時において、和歌山県内へ転入後、3ヶ月以上1年以内である。
- 転入先の市町村に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思がある。
- 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者ではない。
- 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有している。

《就業の場合》

- 勤務地が和歌山県内に所在する。

- 就業先が、和歌山県が移住支援金の対象として、和歌山県就職支援サイト「和歌山県再就職支援センター」に掲載している求人である。
<http://www.jobcafe-w.com/re-employment/ijushien.php>

- 上記求人への応募日が、和歌山県就職支援サイト「和歌山県再就職支援センター」に移住支援金の対象求人として掲載された日以降である。

- 就業者に 3 親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でない。

- 週 20 日以上の無期雇用契約に基づいて、申請時において当該法人に連続して 3 ヶ月以上在職している。

- 当該法人に、移住支援金の申請日から 5 年以上継続して勤務する意思がある。

- 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規に雇用される。

《起業の場合》

- 和歌山県が実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けている。

◆移住支援金支給額

【単身移住】 60 万円 【世帯移住】 100 万円

◆返還制度

申請日から 5 年以内に移住支援金を受給した市町村から転出した場合
申請日から 1 年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞職した場合 等